○四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱

平成20年2月18日 告示第39号

改正 平成22年3月31日告示第139号

平成24年3月29日告示第100号

平成25年3月6日告示第71号

平成27年2月24日告示第56号

令和5年4月1日告示第226号

令和5年7月3日告示第454号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害 福祉サービスを提供する事業所等(以下「事業所等」という。)に通所する障害者 (以下「通所者」という。)に対し、その通所に要する費用(以下「通所費」とい う。)の一部を予算の範囲内において給付することにより、障害者の社会参加を促 進し、地域における生活を支援することを目的とする。

(一部改正〔平成25年告示71号〕)

(給付対象者及び給付対象経路)

- 第2条 この要綱に定める対象者は、本市に住所を有し、法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を提供する事業所の通所者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者及び他に通所費の助成等を受けている通所者は給付の対象としない。ただし、送迎サービスが実施されている事業所等の通所者のうち、送迎経路が自宅から著しく離れている等の理由により、公共交通機関(電車及びバスに限る。以下同じ。)又は自動車による通所が適当であると市長が認めたものはこの限りでない。
- 3 前2項において、自動車を利用する通所者については、通所距離が片道2キロメートル以上ある場合に限る。
- 4 この要綱において給付対象となる通所費については、最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出された、居宅から当該事業所までの通所に要する費用による額(以下「所要額」いう。)とする。ただし、通所者が、心身の状況等により最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法を利用

することが困難な場合においてはこの限りではない。

(給付基準額)

- 第3条 所要額は、居宅から当該事業所までの通所にかかる片道分の額(以下「基準額(片道)」という。)に2を乗じた金額(以下「基準額(日額)」とする。)に 通所日数を乗じた額とする。この場合において、往路と復路で基準額(片道)の額 が異なる場合においては、それぞれの合計額を基準額(日額)とする。
- 2 通所者が公共交通機関を利用した場合における基準額(片道)の算出方法は、別表第1に規定する方法による。
- 3 通所者が自動車を利用した場合における基準額(片道)は、別表第2に規定する 額とする。
- 4 公共交通機関と自動車の両方を利用する通所者にあっては、前2項に規定する額 の合計額を基準額(片道)とする。

(所要額)

第4条 所要額は、基準額(日額)に通所日数を乗じた額とする。ただし、公共交通 機関を利用した場合においては、公共交通機関に係る所要額は1か月定期券の額(割引後)を上限とする。

(給付額)

- 第5条 通所費の給付額は、通所者、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。)の課税状況に応じ、別表第3により算定した額とする。
- 2 前項における給付額の算定については、通所の事実の発生日が10月から3月までの間である場合はその日が属する年度の課税状況により、4月から9月までの間である場合はその日が属する年度の前年度の課税状況により算定するものとする。
- 3 四日市障害保健福祉圏域(四日市市、菰野町、川越町及び朝日町の区域をいう。)以外の事業所等に通所する場合の給付額(月額)は1万5000円を上限とする。

(申請)

- 第6条 通所費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市 障害福祉サービス事業所等通所費給付(変更)申請書(第1号様式。以下「申請 書」という。)により、事業所等の代表者を経由して市長に申請しなければならな い。
- 2 代表者は前項の申請があったときは、記載事項を確認のうえ市長に提出するもの

とする。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、給付の可否及び給付額を決定し、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付決定(却下・変更)通知書(第2号様式。以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(有効期間)

- 第8条 前条第2項の規定による支給決定の有効期間は、決定日から毎年9月末日までとする。
- 2 支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、有効期間満了後も引き続き 給付の継続を希望するときは、第6条第1項の申請書により毎年8月末日までに事 業所等の代表者を経由して改めて市長に申請しなければならない。

(変更申請)

- 第9条 受給者は、当該申請にかかる内容に変更があったときは、その事由が生じた 日(以下「変更日」という。)から1か月以内に、申請書により、事業所等の代表 者を経由して市長に申請しなければならない。
- 2 代表者は前項の申請があったときは、記載事項を確認のうえ市長に提出するものとする。

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、変更内容を審査のうえ、給付の可否及び給付額を変更決定し、通知書により申請者に通知するものとする。

(給付金の請求)

- 第11条 受給者は、1月、4月、7月及び10月の各月10日までに、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付金請求書(第3号様式)を対象事業所の代表者を経由して、対象事業所ごとに市長に請求しなければならない。
- 2 第2条第4項ただし書きの適用を受け、他の経路及び方法により第7条の給付決 定を受けた受給者にあっては、前項の請求に際し、当該経路及び方法により通所を 行ったことを証する書類を添付しなければならない。

(給付金の支払)

- 第12条 市長は、受給者から請求があったときは、内容を審査し、四半期毎に給付金を支払うものとする。
- 2 第10条に規定する給付額の変更決定がされた場合において、変更後の給付額は

変更日に属する月の翌月から適用するものとする。ただし、変更日が月の初日であった場合は当該月から変更後の給付額を適用するものとする。

(決定の取消)

- 第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定に よる給付決定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 第2条に規定する対象者でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) その他申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
 - (4) その他給付の要件を満たしていないと認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、四日市市障害福祉サービス事業 所等通所費給付決定取消通知書(第4号様式)により受給者に通知するものとす る。

(給付金の返環)

第14条 市長は、受給者が偽り、その他不正の手段により給付を受けたときは、その者から給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第139号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日告示第100号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱第5条の規定により支給決定を受けた者の通所費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月6日告示第71号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後の通所に要した費用に係る助成から適用し、同日前の通所 に要した費用に係る助成は、なお従前の例による。

附 則(平成27年2月24日告示第56号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱の規定は、 この要綱の施行の日以後の通所に要した費用に係る助成から適用し、同日前の通所 に要した費用に係る助成は、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日告示第226号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、新要綱の施行の日以後の通所に要した費用に係る給付から適用し、同日前の通所に要した費用に係る助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新要綱の規定により通所に要した費用を給付するために必要な準備行為は、新要綱の施行前においても行うことができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

4 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱(令和3年四日市市告示第 182号)の一部を次のように改正する。

改正後

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、 押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす 場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		

四日市市高額地域	(略)
生活支援事業利用	
者負担扶助費支給	
要綱(平成19年四	
日市市告示第40	
8号)	
四日市市障害者	(略)
(児)日中一時支援	
事業実施要綱 (平成	
20年四日市市告	
示第90号)	
(略)	

附 則(令和5年7月3日告示第454号)

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)

別表第1 (第3条関係)

基準額(片道)=1か月定期券の額(割引後)/通所日数15日/2

ただし、片道運賃(割引後)が上記基準額(片道)と比較して比較して低い場合は、片道運賃(割引後)の額を基に基準額を算出することする(通所者が、心身の状況等により最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法を利用することが困難な場合においてはこの限りではない。)。

別表第2(第3条関係)	
片道距離区分	日額 (片道)
1キロ以上2キロ未満	19円
2キロ以上5キロ未満	47円

5キロ以上10キロ未満	100円
10キロ以上15キロ未満	169円
15キロ以上20キロ未満	2 3 8 円
20キロ以上	307円

別表第3 (第5条関係)

区分	世帯の収入状況	給付額
		所要額全額(ただし、自動車又は原
生活保護	生活保護受給世帯	動機付き自転車を利用する場合に
		限 る。)
低所得	市町村民税非課税世	所要額全額
	帯	
一般	市町村民税課税世帯	所要額の2分の1

第1号様式(第6条、第9条関係)

(表面)

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付(変更)申請書

四日市市長

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱第6条又は第9条の規定により、通所費給付(変更)について、次のとおり申請します。

										E	自請年	三月	日			年	. 月		日
申	フ 氏		IJ	ガ	ナ 名						生年	三月	日			年	月		日
請者	住				 所	₸						á	電話	舌番号	<u>;</u>				
通	通所事業所等																		
申	ョ 請 理 由 □ 新規 □ 更新 (□変更あり □変更なし) □ 変更																		
事	実の	の発	生生	年月	月		Ē	手	月	日									
		通	所力	方法					電車			バ	ス				自動車	Ĺ	
	利]用	交通	機関		区間			定期	券利	川用	往路	各• 2	復路	備考	※ 2			
通	1										有	• 4	無	往	•	復			
所方法	2										有	•	無	往	•	復			
	3										有	•	無	往	•	復			
			自動	車		自宅~	通所事 (片道		fまでの路 ※ 1	三離			km	往	•	復			

- ※1 自動車を利用の場合は、裏面を記入のこと。
- ※2 四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱第2条第4項のただし書きの定により申請を行う場合は、備考欄に以下の理由を記載のこと。

(理由:1.バス定期券の利用が必要、2.特定の条件において利用が必要、3.その他)

同意書

私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報(障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定に係る情報、住民基本台帳情報、税情報等)を利用することに同意します。

年 月 日

氏 名

※署名又は記名押印

通所届

運転者	針 氏	名		通所者との続柄	
通所	距	離	片道	[丰口	
備		考			
通所経路図	<u> </u>				

 第
 号

 年
 月

 日

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付決定(変更・却下)通知書

様

四日市市長

印

年 月 日付けで申請のあった通所費給付について、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱第7条又は第10条の規定により、次のとおり給付を決定(却下)したので通知します。

	フリ	ガ	ナ											
申	氏		名					生	年月日			年	月	日
請	10		41											
者	住		所											
給	付の	可	否	決	定	•	却下							
有	効	期	間	年	月		日 ~		年	Ξ	月	日		
通月	折事業	纟所	等											
基率	単額(日額	()		円									
	内訳			交通機関1	交通機関:	2	交通機関:	3	交通機関	関 4	自重	加車 1	自動車	I 2
()	単位:	円)												
所	要		額	基準額	(日額)	×ì	通所日数							
給	付		額	所要額	全額		•	戸	所要額 <i>₫</i>) 2 分	かり1	-		
				• 公共交通機	銭関を利用し	た	場合の所要	額(について	は、1	か月	定期券の	額(割	引後)
				を上限とす	-る。									
備			考	• 四日市障害	保健福祉圏	域	外の事業所	等に	こ通所する	る場合	の給	付額(月	額)は、	
νm			~7	1万500	0円を上限	٤.	する。							
				• 当要綱第2	条第4項の	た	だし書きのタ	規定	官の適用?	を受け	る場	合は、請	求時に当	自該
				経路により	通所があっ	た	ことを証す	る書		寸する	こと。)		

下理由					
-----	--	--	--	--	--

年 月 日

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付請求書

四日市市長

受給者においては、当事業所に下記日数の通所があったため、四日市市障害福祉 サービス事業所等通所費給付要綱第11条の規定により、通所費の給付を次のとおり請求 します。

事業所名: 所 在 地:

※署名又は記名押印

事業原	近名		14	衣 有.			<u> </u>	よ配名が刊		
受給			住所							
文/hu*	974		12//1		所要額					
給		Δ	D		少 扣		定期外	所要額		
給付	通所方法	A 通所	B 基準額		定期		自動車	(月額)		
対 象 月		日数	(日額)	С	D	Е	F	G		
月				$A \times B$	1か月	C又はD	$A \times B$	E + F		
					定期の額	の少ない額				
	交通機関2									
	交通機関3									
	文 通 機 関 4									
月	自動車1									
	自動車2									
	1 <i>3</i>) + 1						 ①合計			
	交通機関1									
-	交通機関2									
	交通機関3									
	交通機関4									
月	自動車 1									
	自動車2									
			1			1	②合計			
	交通機関1									
	交通機関2									
	交通機関3									
月	交通機関4									
Л	自動車1									
	自 動 車 2									
			•		•	•	3合計			
所	要額(①+②+③)		j	給付額		請求	額	※備考		
		所列	要額全額 ・	所要額の	2分の1			添付書類有		
			圏域外は月	額 15,000 円	が上限			添付書類無		

 第
 号

 年
 月

 日

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付決定取消通知書

様

四日市市長

印

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費助成事業実施要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり通所費助成決定を取消したので通知します。

記

受給	フ 氏	リガ	ナ 名	生年月日	年	月	日
者	住		所				
取	消年	三 月	日				
取	消	理	由				